

独立行政法人水資源機構分任契約職  
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦  
(公印省略)

## 見 積 依 頼 書

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 1 件 名     | 小容量無停電電源装置購入(オープンカウンタ方式)     |
| 2 納 品 場 所 | 群馬県みどり市東町座間564-6 渡良瀬川ダム総合管理所 |
| 3 納 期     | 契 約 締 結 の 翌 日 か ら 60日 間      |
| 4 内 容 等   | 別添、仕様書等のとおり                  |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

- |   |  |
|---|--|
| 1 現 場 説 明                                   | 実施しません。  |
| 2 見 積 参 加 要 件                               | 当機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品等の製造又は販売の業種区分「電気通信機器類」の認定を受けており、かつ、本店、支店又は営業所が群馬県にある者。   |
| 3 見 積 書 等                                   |  |
| 1) 様 式 等                                    | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限りします。  |
| 2) 提 出 方 法                                  | 電子メール又はFAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)<br>なお、電子メール又はFAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。  |
| 3) 見 積 書 提 出 期 限                            | 令和7年8月20日 12:00 まで   |
| 4) 提 出 先                                    | 独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所 総務課<br>電子メール:nyukei_watarase@water.go.jp FAX番号:0277-97-3300  |
| 5) 質 問 書 提 出 期 限                            | 令和7年8月8日 12:00 まで  |
| 6) 見 積 回 数                                  | 2回を限度とする。<br>なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和7年8月21日 12:00までとします。   |
| 7) そ の 他                                    | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。<br>②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 辞 退                                   | 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。  |
| 5 見 積 結 果                                   | 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。  |
| 6 そ の 他                                     |  |
| 1) 契 約 金 額 は、                               | 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。  |
| 2) 請 負 代 金 の 支 払 い に つ い て は、               | 履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。  |
| 3) 最 低 金 額 を 提 出 し た 見 積 者 が 複 数 あ る 場 合 は、 | 「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。   |

# 小容量無停電電源装置購入

## 仕様書

令和7年8月

独立行政法人水資源機構  
渡良瀬川ダム総合管理所

## 第1章 総 則

### 第1節 適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所が発注する「小容量無停電電源装置購入」に適用する。

### 第2節 納入場所

群馬県みどり市東町座間564-6  
独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所

### 第3節 納入期限

契約締結の翌日から60日間

### 第4節 納入品目

小容量無停電電源装置 1台  
装置の仕様については第2章のとおりとする。

### 第5節 納 品

納品においては、受注者の責任により納入場所へ納めるものとする。

### 第6節 疑 義

受注者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議しなければならない。

## 第2章 機器仕様

### 第1節 総則

#### 1-1 適用法令及び規格

装置は、次の関係法令及び諸規格に準拠するものとする。

- (1) 電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準、経済産業省令）
- (2) 日本工業規格（J I S）
- (3) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (4) 電気規格調査会標準規格（J E C）
- (5) 電池工業会規格（S B A）
- (6) その他関係法令及び規格

#### 1-2 周囲条件

装置は、次に示す使用条件において、常に異常なく動作しなければならない。

- (1) 設置場所は、屋内とする。
- (2) 周囲温度は、0℃～+40℃とする。
- (3) 相対湿度は、10%～90%（結露なし）とする。

### 第2節 機器仕様

- (1) 運転方式 常時インバータ給電方式
- (2) 出力容量 1 kVA
- (3) 交流入力
  - ① 相数・線数 単相2線アース付
  - ② 定格電圧 AC100V
  - ③ 電圧変動範囲 定格電圧±10%以内
  - ④ 定格周波数 50/60Hz
  - ⑤ 周波数精度 定格周波数±5%以内
- (4) 蓄電池
  - ① 種類 小型シール鉛蓄電池
  - ② 期待寿命 6.5年以上（周囲温度20℃時）
  - ③ 停電補償時間 3分以上（周囲温度20℃時）
- (5) 交流出力
  - ① 出力コンセント NEMA 5-15R×3個以上
  - ② 相数・線数 単相2線アース付
  - ③ 定格電圧 AC100V
  - ④ 電圧精度 定格電圧±2%以内
  - ⑤ 定格周波数 50/60Hz
  - ⑥ 周波数精度 ±0.5%以内
  - ⑦ 過負荷耐量 110%以上
  - ⑧ 電圧波形歪率 6%以内（整流器負荷時）

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| ⑨ 切替時間   | 無瞬断                    |
| (6) 据付方法 | 据置型                    |
| (7) 外形寸法 | W250mm×D380mm×H71mm 程度 |

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和7年8月4日に交付された「小容量無停電電源装置購入」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

## くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」  
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$   
 $127 \div 2 = 63 \text{ 余り } 1$   
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$   
 $128 \div 3 = 42 \text{ 余り } 2$   
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。